一般廃棄物処分業許可申請に係る添付書類

|  |
| --- |
| **《 申請者が法人の場合 》**１　現在の許可証の写し　※更新時のみ添付２　申請者に関する調書（指定様式第１号）３　事業計画書（指定様式第２号）※計画があるものをすべて記入すること。４　定款及び法人の登記事項証明書５　役員に関する次の書類　・住民票の写し（本籍地が記載されているもの）若しくは在留カード又は特別永住者証明書　・身分証明書　※本籍地の市町村へ申請　・登記されていないことの証明書　※郵送の場合は、東京法務局へ申請６　発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）　※役員と重複する場合は省略可　・個人の場合：前号と同様に、住民票の写し、身分証明書、登記されていないことの証明書　・法人の場合：法人の登記事項証明書７　従業員名簿（指定様式第３号）８　申告書（指定様式第４号）９　直前２年分の貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳を含む）、株主資本等変動計算書及び個別注記表　※損失決算がある場合には、今後３年間の経営改善計画を記載した書類を添付すること。10　直前２年分の法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税の納税証明書　※未納がある場合は、受付をしない。11　事業の開始（許可取得後）に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類　・事業の開始に資金を要しない場合は、その旨を記載すること。12　事業経歴書13　他の自治体から一般廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し14　産業廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し15　環境大臣が認定する産業廃棄物処分業又は一般廃棄物処分業に関する講習会の修了証の写し16　事業の用に供する施設の設置許可証等の写し及びその写真17　事業の用に供する施設（保管場所を含む）の設置場所の平面図及び付近の見取り図18　事業の用に供する施設の設置場所の土地の登記事項証明書19　申請者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等の写し） |

※　申請書は、正本（原本）と副本（コピーでも可）の２部作成し、Ａ４サイズのファイルに綴じること。

※　添付書類は、上記に記載された順に添付すること。

※　申請手数料として、10,000円を支払うこと。（現金で支払うこと。）

※　施設確認済証（施設へ貼付するステッカー）は、許可証の交付と併せて交付するので、その代金（１施設当たり400円×施設基数）を交付時に現金で支払うこと。（現金で支払うものとし、釣り銭のないようにすること。）

一般廃棄物処分業許可申請に係る添付書類

|  |
| --- |
| **《 申請者が個人の場合 》**１　現在の許可証の写し　※更新時のみ添付２　申請者に関する調書（指定様式第１号）３　事業計画書（指定様式第２号）※計画があるものをすべて記入すること。４　住民票の写し（本籍地が記載されているもの）若しくは在留カード又は特別永住者証明書５　身分証明書　※本籍地の市町村へ申請６　登記されていないことの証明書　※郵送の場合は、東京法務局へ申請７　従業員名簿（指定様式第３号）８　申告書（指定様式第４号）９　資産（不動産、預貯金等）に関する調書　※資産証明書、残高証明書など10　直前２年分の所得税、県民税、市民税の納税証明書　※未納がある場合は、許可をしない。11　事業の開始（許可取得後）に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類　・事業の開始に資金を要しない場合は、その旨を記載すること。12　履歴書13　他の自治体から一般廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し14　産業廃棄物処理業に係る許可を取得している場合は、その許可証の写し15　環境大臣が認定する産業廃棄物処分業又は一般廃棄物処分業に関する講習会の修了証の写し16　事業の用に供する施設の設置許可証等の写し及びその写真　※更新時は省略可17　事業の用に供する施設（保管場所を含む）の設置場所の平面図及び付近の見取り図18　事業の用に供する施設の設置場所の土地の登記事項証明書19　申請者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等の写し） |

※　申請書は、正本（原本）と副本（コピーでも可）の２部作成し、Ａ４サイズのファイルに綴じること。

※　添付書類は、上記に記載された順に添付すること。

※　申請手数料として、10,000円を支払うこと。（現金で支払うこと。）

※　施設確認済証（施設へ貼付するステッカー）は、許可証の交付と併せて交付するので、その代金（１施設当たり400円×施設基数）を交付時に現金で支払うこと。（現金で支払うものとし、釣り銭のないようにすること。）